

議事資料 2

新危対第 213 号
令和 6 年 7 月 23 日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会
会長 新潟市長 中原 八一
(公印省略)

新潟市国民保護協議会委員の推薦について（依頼）

日頃、本市の国民保護行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市国民保護協議会の委員につきましては、別添「新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿」のとおりご就任いただいているところですが、本年 8 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き貴自治協議会からご就任賜りたく、別紙 1 「新潟市国民保護協議会委員推薦届」により適任者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙 2 「同意書」によりご本人様の同意を確認のうえ、あわせてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 任 期

令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで（2 年間）

2 職 務

市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項（新潟市国民保護計画など）を審議します。

3 報 酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。
(国・県・市の機関は除く)

4 回 答 期 限 等

令和 6 年 8 月 28 日（水）までに、改めて別紙 1・2 に所要事項を記入のうえ、ご回答願います。

5 女性の参画促進について

新潟市では、別添「新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）」及び「附属機関等への女性委員の登用推進について（通知）」に示すとおり、女性委員の比率目標を45%以上としておりますが、本協議会では30%に留まっている現状を何卒ご理解いただき、積極的に女性の適任者をご推薦くださいますようお願ひいたします。

6 添付資料

- (1) 新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）
- (3) 新潟市国民保護協議会条例
- (4) 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）
- (5) 附属機関等への女性委員の登用推進について（通知）

問合せ先

新潟市危機管理防災局危機対策課

担当 原田 紘行

TEL : 025-226-1146

FAX : 025-224-0768

E-Mail : kikitaisaku@city.niigata.lg.jp

新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿

(R6. 7. 12現在)

1 新潟市国民保護協議会委員

No	法定区分	機関名	役職	委員
1	第1号委員	北陸農政局 新潟県拠点	総括農政推進官	石橋 紀也
2		北陸地方整備局	総括防災官	齋藤 充
3		北陸信越運輸局	総務部長	竹村 康仁
4		東京航空局 新潟空港事務所	新潟空港事務所長	川村 英明
5		第九管区海上保安本部 新潟海上保安部	部長	松本 孝典
6	第2号委員	陸上自衛隊第30普通科連隊	副連隊長	石川 泰宏
7	第3号委員	新潟県	防災局長	原 直人
8		新潟県警察本部	新潟市警察部長	山田 鎌司
9	第4号委員	新潟市	副市長	野島 晶子
10	第5号委員	新潟市	教育長	夏目 久義
11		新潟市	消防局長	大泉 敏一
12	第6号委員	新潟市	水道事業管理者	長井 亮一
13		新潟市	市民病院事務局長	上所 美樹子
14		新潟市	危機管理監	小柳 健道
15	第7号委員	東日本電信電話株式会社埼玉事業部 新潟支店	支店長	徳山 隆太郎
16		東日本高速道路株式会社新潟支社 新潟管理事務所	所長	小田原 義憲
17		日本赤十字社 新潟県支部	事務局長	宮本 豊博
18		東北電力ネットワーク株式会社 新潟電力センター	所長	細井 晓
19		新潟県ガス協会	会長	敦井 一友
20		新潟交通株式会社	乗合バス部長	渡辺 健
21		新潟運輸株式会社	総務部長	新田見 複
22		株式会社エフエムラジオ新潟	放送部長	上村 知世
23		株式会社新潟テレビ21	報道部長	木村 陽介
24		公益社団法人 新潟県看護協会	理事	長谷川 昌恵
25	第8号委員	新潟市医師会	理事	八木澤 久美子
26		新潟市身体障害者福祉協会連合会	経理部長	織田 信子
27		新潟市消防団	団長	星 雅彰
28		新潟商工会議所	副会頭	霜鳥 雅徳
29		新潟市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	山田 喜孝
30		新潟市中央区赤十字奉仕団	委員長	佐島 清治
31		NPOワーキングウイメンズアソシエーション	副会長	菊野 麻子
32		にいがた女性会議	運営委員	笠原 美紀子
33		北区自治協議会	委員	清水 文桜
34		東区自治協議会	委員	月岡 道子
35		中央区自治協議会	委員	高田 順一
36		江南区自治協議会	委員	豊嶋 俊郎
37		秋葉区自治協議会	委員	田中 美央
38		南区自治協議会	委員	荏原 宏美
39		西区自治協議会	委員	高橋 直子
40		西蒲区自治協議会	会長	吉田 金豊

2 新潟市国民保護協議会幹事

No	法定区分	機関名	役職	委員
1	第5号委員	新潟市	教育委員会教育総務課長	渡辺 和則
2		新潟市	消防局警防課長	浅野 良明
3	第6号委員	新潟市	水道局総務部経営管理課長	大場 悟史
4		新潟市	市民病院管理課長	小山 洋史

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法) 【抜粋】

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
 - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
 - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
 - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
 - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
 - 四 当該市町村の副市町村長
 - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
 - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
 - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - 八 国民の保護のための措置に關し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

新潟市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、新潟市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、会長及び委員60人以内で組織する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。